

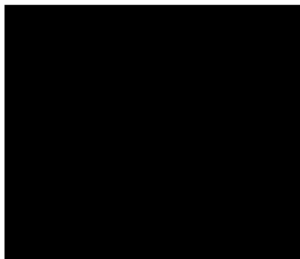
法務省民二第2078号  
平成22年8月24日

法務局民事行政部長 殿  
（福岡を除く）  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

相続人の中に破産者がいる場合の相続の登記の申請における相続を証する情報の取扱いについて（通知）

標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から当職あて照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



不 登 第 4 3 8 号  
平成 2 2 年 8 月 6 日

法務省民事局民事第二課長 殿

福岡法務局民事行政部長

相続人の中に破産者がいる場合の相続の登記の申請における相続を証する情報の取扱いについて（照会）

相続人の一人が相続開始後に破産手続開始決定を受けた場合の相続の登記の申請における相続を証する情報（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項第5号イ）の取扱いについて、下記のとおり照会します。

記

- 1 相続人の一人が相続開始後に破産手続開始決定を受けた後、相続財産について他の相続人から遺産の分割に関する処分の調停又は審判が申し立てられ、破産者である相続人は当事者とならず、その破産管財人が当事者となって調停が成立し、又は審判がされた事案について、その相続を原因とする所有権の移転の登記の申請には、相続を証する情報として、戸籍謄本等の一般的な相続を証する情報のほか、当該調停又は審判に係る調停調書又は審判書の正本の提供があれば足りるものと考えますが、破産管財人は遺産の分割に関する処分の調停又は審判において当事者適格を有していないとする意見もあることから、その取扱いの可否について照会します。
- 2 相続人の一人が相続開始後に破産手続開始決定を受けた後、破産者である相続人は当事者として参加せず、その破産管財人が破産法（平成16年法律第750号）第78条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得て、遺産の分割の協議に当事者として参加していた事案について、その遺産の分割の協議の結果に基づく相続を原因とする所有権の移転の登記の申請には、相続を証する情報として、戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人（破産者である相続人を除く。）のほか、破産管財人の署名押印がされているもの）等の一般的な相続を証する情報のほか、当該裁判所の許可があったことを証する書面の提供があれば足りるものと考えますが、破産管財人は遺産の分割の協議の当事者となることはできないとする意見もあることから、その取扱いの可否について照会します。

法務省民二第2077号  
平成22年8月24日

福岡法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

相続人の中に破産者がいる場合の相続の登記の申請における相続を証する情報の取扱いについて（回答）

本年8月6日付け不登第438号をもって照会のありました標記の件については、1及び2ともに、貴見のとおりと考えます。